

# 令和7年度熱海市図面作成業務(単価契約) 単価決定基準

熱海市 観光建設部 都市整備課

## 単価契約図面作成業務委託単価決定基準

### 1. 適用範囲

この基準は、令和7年度熱海市図面作成業務（単価契約）の基準となる単価（基準単価）により委託する場合に適用する。

### 2. 業務単価構成費目の内容

「設計業務等積算基準」に準ずる。

ただし、調査測量図については、「測量業務積算基準」に準ずる。

### 3. 単価の積算

#### ① 積算方式

必要とする業務毎に、次の方式により各業務単価を積算するものとする。

各業務単価 = [直接人件費 + その他原価 + 一般管理費等] × 修正係数  
+ (消費税相当額)

ただし、調査測量図単価 = [直接人件費 + 直接経費 + 諸経費]  
+ (消費税相当額)

単価算出過程における端数処理は小数点以下切り捨てとする。

#### ② 各構成要素の算定

##### (イ) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等の処理に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。ただし、測量業務（調査測量図）は、測量作業に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。

##### (ロ) 直接経費

直接経費は、測量業務（調査測量図）を実施するに要する材料費、機器等で、次式により算定して得た額とする。

$$\text{直接経費} = \text{直接人件費} \times 5\%$$

##### (ハ) その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は35%とする。

##### (ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定して得た額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{直接人件費} + \text{その他原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は35%とする。

(ホ) 諸経費

諸経費は、次式により算定して得た額とし、測量諸経費率は、次に示す率又は変数値を用い、算出式により求めた値とする。

$$\text{諸経費} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費}) \times (\text{測量諸経費率})$$

(1) 諸経費率標準値

直接人件費と直接経費の合計	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：測量諸経費率（単位：％）

X：直接人件費と直接経費の合計（単位：円）

A， b：変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

(へ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務単価に消費税率を乗じて得た額とする。

#### 4. 直接人件費対象技術者

技師（A）、技師（B）、技師（C）、技術員とする。

なお、調査測量図については測量技師、測量技師補、測量助手とする。

## 5. 標準歩掛及び単価表

### (1) 設計業務（河川関係、道路関係）

業務名	a 枚/km 又は 枚/箇所	直接人件費				b 直接人 件費計	c 1枚 当り 単価 b/a	d 修正 係数 (0.57)	e 修正 単価 c × d	f 予定 数量	g 作業 金額 e × f	h 間接 費加 算単 価	i 1枚当り 単価 ※基準単価	予 定 額
		技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員									
平面図	3	0.7	1.8	1.4	1.1									
縦断図	3	0.3	0.8	0.6	0.5									
平面及び 縦断図	3	—	2.6	2.4	1.8									
横断図	2.5	0.9	1.4	2.3	2.7									
標準横断図	3	0.1	0.2	0.3	0.3									
小構造物図	1.1	1.0	1.0	2.5	3.0									
各種展開図	5	—	0.6	0.9	1.3									
一般構造物図	4	—	0.8	2.0	2.8									
数量計算書	9.0	—	2.5	4.3	5.6									
設計計算書	1.5	—	0.8	2.0	—									

設計業務における「間接費加算単価」は、各業務項目毎に算出された「e（修正単価）」に対する、「その他原価」「一般管理費等」を算出し加えた値の小数点以下を切り捨てた値。

「間接費加算単価」の算出過程における「その他原価」、「一般管理費等」の算出の際には端数処理は行わない。

(2) 測量業務 (河川関係、道路関係)

	a 測量当 り枚数	直 接 人 件 費			b 直接経費 (直人費5%)	c 直接費計	d 1枚当り単価 $c/a$	e 予定数量	f 業務金額 $d \times e$	g 間接費加 算単価	1枚当り単価 ※基準単価	予 定 額
		測量技師	測量技師補	測量助手								
調査測量図 (S=1/1000)	20	4.5	11.0	3.5								

測量業務 (調査測量図) における「間接費加算単価」は、算出された「f (業務金額)」に対する「諸経費」を算出し加えた値の小数点以下を切り捨てた値。

## 6. 修正係数

標準歩掛は、図面等修正の程度が特に大きなものを対象としている。単価の積算においては、修正の程度が中程度のもの(難易度係数1.00)に修正した単価を基準単価に反映させることとし、下表のとおり0.57の修正係数を乗じて修正単価を算出するものとする。

難易度係数	1.75	1.50	1.25	1.00	0.75	0.50	0.25
修正係数	1.00			0.57			

ただし、設計計算書及び調査測量図は1.00とする。